

# 「PFOS又はその塩及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第三条の三の表PFOS又はその塩の項第一号から第三号までに定める製品に関する技術上の基準を定める省令」の制定について

平成 22 年 4 月 7 日  
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課  
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

## 1. 概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第39号)が第171回通常国会で成立、公布されたことを踏まえ、「PFOS又はその塩及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第三条の三の表PFOS又はその塩の項第一号から第三号までに定める製品に関する技術上の基準を定める省令」を制定する。

## 2. 主な内容

今次法改正に伴い、第一種特定化学物質及びその含有製品を使用する取扱事業者に対して基準適合義務を課す条項(第17条)が新設された。

当該条項に基づき、化審法施行令第1条第17号で定める「PFOS」並びに化審法施行令第3条の3の表第1号から第3号までに定める「エッチング剤」、「半導体用のレジスト」及び「業務用写真フィルム」に係る技術上の基準を本省令において規定する。

## 3. 今後のスケジュール(予定)

公布：平成22年5月

施行：平成22年10月1日

(以上)